

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「お客様に喜ばれる良質な商品・サービスを、安全・快適に提供し、健全な事業成長のもと、社会の発展に貢献する」ことを「グループ経営理念」としています。

この中の「健全な事業成長」のためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であり、これにより、法令及び定款に適合することが確保できると考えております。

基本的な考え方は以下のとおりです。

- (1) 法令遵守を含んだ行動規準の整備及び周知
- (2) 取締役と監査役の役割分担を確保した監査役設置会社形態の充実
- (3) 取締役会、経営会議等の取締役の職務執行上重要な意思決定手続きの明確化
- (4) 社内規程及び職務権限規則の整備による責任部署及び手続きの明確化
- (5) 業務執行組織から独立した内部監査部によるグループ会社を含めた内部チェック体制の充実
- (6) 監査役による実効的な監査体制の確保

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,000,000	5.22
日本生命保険相互会社	14,137,000	4.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	13,250,000	3.84
株式会社オリエンタルランド	11,700,000	3.39
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,528,358	3.34
株式会社みずほコーポレート銀行	9,408,000	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(中央三井信託銀行退職給付信託口)	4,468,000	1.30
株式会社みずほ銀行	4,215,000	1.22
新京成電鉄株式会社	3,717,000	1.08
株式会社千葉銀行	3,640,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3月

業種 陸運業

直前事業年度末における(連結)従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名
 定款上の取締役の任期 1年
 取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)
 取締役の人数 15名
 社外取締役の選任状況 選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 5名
 監査役の人数 5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人が行った監査に関する報告を随時求め、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うほか、適宜意見交換をするなど、相互に緊密に連携を図っております。
 また、監査役は、会社業務及び財産状況の調査その他の監査業務の遂行にあたり、内部監査部門と緊密な連携を図ることにより、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 4名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
松田 博	他の会社の出身者				○					
村岡隆司	他の会社の出身者									
松野信也	他の会社の出身者					○				
宇治原潔	他の会社の出身者				○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
松田 博	○	〈略歴〉 平成17年 7月中央三井信託銀行株式会社取締役専務執行役員 平成18年 6月三信振興株式会社取締役社長 平成20年 6月当社常勤監査役(現)	松田氏は、他の会社の出身者であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任している。同氏と当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断している。

		平成23年6月 三井化学株式会社非常勤監査役(現)	
村岡隆司	○	<略歴> 平成17年5月 株式会社UFJ銀行執行役員 平成20年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行常務執行役員 平成23年6月 当社常勤監査役(現)	村岡氏は、他の会社の出身者であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任している。同氏と当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断している。
松野信也		<略歴> 平成11年10月日本政策投資銀行理事 平成16年6月新規事業投資株式会社取締役社長 平成17年6月当社監査役(現) 平成22年6月DBJ投資アドバイザー株式会社代表取締役会長(現)	松野氏は、他の会社の出身者であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任している。
宇治原潔	○	<略歴> 平成18年9月株式会社アルバック取締役(現) 平成22年3月日本生命保険相互会社副社長執行役員 平成22年6月当社監査役(現) 平成22年7月日本生命保険相互会社代表取締役副社長執行役員(現)	宇治原氏は、他の会社の出身者であり、経営に対する客観性や中立性を重視して選任している。同氏と当社との間に特別の利害関係を有するものではなく、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断している。

【独立役員関係】

独立役員の数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成17年7月より、常勤取締役に対して、月額報酬の一部を自社株取得目的報酬として支給し、役員持株会への拠出により自社株取得・保有を図る業績連動的な報酬を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

(1) 取締役に対する報酬は296百万円(平成23年3月期分)で、これには使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
 (2) 監査役に対する報酬は、63百万円(平成23年3月期分)です。
 (3) 会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬は、62百万円(平成23年3月期分)です。上記以外の業務に基づく報酬の内容は、コンフォートレター作成業務に係る報酬1百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役の基本報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職位及び当事業年度の業績などを勘案した報酬部分と、長期的な業績連動報酬との位置付けから支給する自社株取得目的報酬部分で構成しております。各監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役4名のうち2名が常勤監査役であるほか、監査役の職務を補助する体制として監査役会事務局(3名程度)を設置し、専任の使用人を配置しており、2名の非常勤監査役との情報伝達等のサポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(業務執行)

1. 取締役会

原則として、月1回、取締役全員の出席により開催し、業務執行上重要な事項に関する意思決定を効率的に行っております。なお、取締役につ

いては、常勤取締役に各部門の業務執行を委嘱し、責任所在の明確化を図っております。

2. 経営会議

原則として、週1回、常勤取締役全員の出席により開催し、取締役会規則、経営会議規則等に基づき、常勤取締役に委嘱されている業務の執行に関する審議、報告を行い、適切な業務執行を行う体制を整備しております。

3. グループ経営管理体制

グループ・コーポレート・ガバナンス推進の一環として、平成16年4月に、「グループ経営理念」、「グループ行動指針」等を策定し、グループ各社が共通の理念・指針に基づき経営することとしました。また、併せてグループ経営計画規程を策定し、グループ経営計画体系及びグループ会議体系の整備を行っております。

これらに基づき、グループ社長会、セグメント別グループ経営会議、グループ各社毎の計画推進会議等を開催し、計画・実績等の審議、報告を行っております。

また、グループ各社における重要事項等については、関係会社管理規程で定めてあります業務処理区分等に応じて、報告又は協議を義務づけるなど、グループ経営管理体制の強化を図っております。

(監査・監督)

1. コンプライアンス・リスク管理委員会

法令等の遵守を確実なものとすると共に、事業継続に重大な影響を及ぼす可能性を有するリスクに組織的な対応を図ることを目的として、常勤取締役等で構成され、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会(原則年2回開催)を設置し、内部監査計画並びにリスク対応に関する審議や実施結果の報告等を行っております。

(1) 内部監査

業務執行組織から独立した内部監査を実施する体制として内部監査部(7名)を設置し、コンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て決定した年度計画に基づき、監査役と連携してグループ会社を含む財務報告に関する内部監査、コンプライアンスに関する内部監査、業務執行に関する内部監査、業務効率に関する内部監査を計画的に実施しております。指摘事項があれば速やかに正させ、結果をコンプライアンス・リスク管理委員会及び経営会議に報告しております。

(2) 通報者窓口

コンプライアンス体制の実効性を高めるため、法令の違反行為等の通報窓口を内部並びに外部に設置しており、通報内容に応じて迅速に対応する体制を整えております。

2. 監査役監査

監査役会にて、「監査の方針と計画」を決定、各監査役が業務の分担等に従い、取締役会、経営会議、コンプライアンス・リスク管理委員会など、取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べているほか、当社及び子会社等の現地調査、書類監査等を行っております。また、会計監査人監査の報告を随時求めるなど会計監査人とも緊密な連携を保っております。

3. 会計監査人監査

会計監査人である有限責任監査法人トーマツが、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施しております。なお、平成23年3月期の会計監査業務を執行した同監査法人所属の公認会計士は、鈴木欽哉、高橋正伸及び補助者18名(公認会計士10名、その他8名)です。

(その他)

弁護士及び税理士と顧問契約を締結しており、業務執行における適法性確保のため必要に応じて助言を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

交通事業を中心とする当社においては、事業の特殊性を考慮して業務に精通した社内取締役を選任し、常勤取締役に各部門の業務執行を委嘱するほか、常勤取締役を経験した非常勤取締役を主要グループ会社の代表取締役に選任する体制を採用しております。これにより、取締役会による取締役の職務の執行及び監督を効率的かつ少人数で行うとともに、その実効性をより高めることができるものと判断しております。

このため、取締役の職務の執行を監督する監査役には、常勤監査役2名を含む4名の社外監査役(うち3名は独立役員)を選任し、取締役から独立した監査役会事務局を設置する等、監査機能の強化を図り、独立した観点から意思決定に対するチェック及び検証を行うことができる体制を整備しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成23年6月29日開催の定時株主総会に関する招集通知は、法定期日より1週間前(6月7日)に発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	平成17年6月29日開催の定時株主総会より、英文による招集通知を作成しております。
その他	株主総会招集通知発送日に当社ホームページ等に、和文・英文の招集通知を掲載することにより、株主の議案検討のための時間を確保しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期決算発表後、決算発表後)開催し、取締役社長等が経営計画並びに決算などについて説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、東証適時開示資料、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、事業報告書、株主総会招集通知・決議通知、株主優待制度等について掲載しております。 URL http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/top.cgi	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営統括部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成16年4月に、法令・社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するため「行動規準」を制定し、株主、投資家との関係のほか、社会全体、顧客、取引先等との関係について規定し、取締役及び使用人に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	(環境保全) 上記「行動規準」に環境への負荷低減に配慮する旨を規定しており、省エネ型車両の導入等により、CO2排出量を抑制しておりますが、更にエネルギー効率の高い公共交通機関の利用促進を図ることにより、社会全体の環境負荷低減を目指しております。 URL http://www.keisei.co.jp/keisei/ir/p020204.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は取締役会において、内部統制システムを下記の方針に基づき整備することを決議しております。

「内部統制システムに関する基本方針」

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 法令遵守を含む行動指針並びに行動規準を整備し、取締役及び使用人に周知する。
 - 法令及び定款に適合した社内規則並びに職務権限規則を整備し、取締役及び使用人に周知し、監督する。
 - 行動規準に基づき、反社会的勢力とはいかなる状況下でも一切関係を持たない。
 - 業務執行組織から独立した内部監査部を設置し、監査役と連携して、財務報告、コンプライアンス、業務執行、業務効率等に関する内部監査を行う。
 - 通報者保護に配慮した内部通報者制度を整備し、使用人に周知する。
 - 財務報告に係る内部統制を業務執行組織が自ら整備、運用、評価する体制をつくり、併せてその整備・運用状況の有効性を内部監査部に就いて評価することにより、金融商品取引法で求められる財務報告の信頼性を確保する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 文書取扱規程を整備し、これに基づき取締役会及び経営会議の議事録、稟議書等職務の執行に関わる情報の保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 事業継続に重大な影響を及ぼすリスクを統一的に評価し、対応すべきリスクを選定するとともに、個別のリスク管理体制の活動状況を統括する機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
 - 旅客運送の安全を確保するため、関連法令に対応した安全管理規程を制定し、安全管理体制を整備する。
 - 災害・事故等に備え、災害対策規則等を整備し、定期的に訓練及び教育を行う。
 - 大規模な災害、事故等が発生したときは、対策本部を設置し、迅速に対応する。
 - 反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応する。
 - 事業継続に重大な影響を及ぼすその他のリスクについて、対応が必要な場合はコンプライアンス・リスク管理委員会の審議を経て管理部門等を指定し、適宜管理体制を整備する。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会(原則月1回開催)の決議により意思決定すべき事項と経営会議(常勤取締役で構成され、原則週1回開催)の審議により意思決定すべき事項について、取締役会規則、経営会議規則等を整備し、これに基づき職務執行の意思決定を行う。
 - 職務権限規則を整備し、各職務の権限と責任を明確化する。
 - 経営計画を決定し、これに基づき職務を執行する。
- 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - グループ行動指針を整備し、これに基づき子会社に行動規準の整備及び周知徹底を指導する。
 - グループ担当部署を設置するとともに、関係会社管理規程等を整備し、子会社が当社に報告又は協議すべき事項を明確化する。
 - コンプライアンス・リスク管理委員会において、連結子会社等のリスク管理を統括する。
 - 連結子会社等において、経理規程並びに職務権限規則等の関連規程類を整備し、財務報告並びに業務執行の適正化を図る。
 - 内部監査部において、連結子会社等の内部監査を実施する。
- 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
 - 監査役を補助するため、監査役会事務局を設置し、職務の補助に必要な使用人を配置する。
- 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立に関する事項
 - 監査役会事務局の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とする。
 - 監査役会事務局の使用人の人事については、監査役の同意を必要とする。
- 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
 - 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役は、経営会議など取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べる。
 - 代表取締役社長は、監査役と定期的かつ必要に応じて会合をもち、監査の重要課題等について意思疎通を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

「内部統制システムに関する基本方針」1. (3)、及び3. (5)に記載しております。

2. 整備状況

「行動規準」において反社会的勢力への対応方針を定めるとともに、すべての役員及び従業員に「行動規準マニュアル」を配布し、周知徹底しております。また、対応統括部署を定め、関係行政機関や外部の専門機関、法律の専門家との緊密な連携をとり、情報収集のほか法的な措置も含め組織的に対応できる体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本施策」という。)の導入を決議しております。

1. 本施策の目的

当社グループは、鉄道事業を中心とした運輸業という極めて公共性の高い社会的インフラを提供する事業を基幹(以下「コア事業」という。)としており、それに伴う社会的責任を負っております。

このような社会的責任は、当社グループの事業においては、利用者の安全と利便性を確保しつつ安定的な輸送サービスを提供することによって全うすることができます。そして、そのためには、安全対策、線路整備、施設拡充、沿線開発等において、様々な事業環境の変化を見据えた中長期的視点に立った経営を行うことが必要不可欠であると考えております。

また、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員にとどまらず、前記の社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮等、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益に最大限配慮することも重要であります。

このように、当社グループの事業は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきた一つの帰結として、鉄道事業を中核としつつ、バス事業、タクシー事業を運営する運輸業や流通業、不動産業、レジャー・サービス業、建設業等幅広く事業展開しており、当社グループの企業価値は、コア事業である運輸業とこれらの関連事業との有機的な結合によって確保・向上されるべきものと考えております。

当社は、上場会社の株主は株式の市場での自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴うような株式等の大規模な買付行為であっても、これを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者及び大規模買付行為に関する十分な情報の提供なくしては、株主が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、前記の当社グループの企業価値に関わる特殊事情も考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、本施策を定めております。

2. 本施策の概要

(1) 大規模買付ルールの設定

本施策においては、まず、大規模買付行為を行う場合に大規模買付者に従っていただくべきルール(本施策において「大規模買付ルール」という。)として、株主及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付者及び当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供すること、及び当社取締役会が当該大規模買付行為についての検討・評価を行い、大規模買付者と交渉し、株主に意見・代替的提案等を提示するため、一定期間は大規模買付行為を行わないことを、それぞれ定めております。

(2) 独立委員会の設置

本施策においては、さらに、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置(本施策において「大規模買付対抗措置」という。)の発動等に関する当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者から構成される独立委員会(本施策において「独立委員会」という。)を設置することを定めております。

(3) 大規模買付対抗措置の内容・発動要件・発動手続

本施策においては、次に、大規模買付対抗措置について、その内容として、原則として、新株予約権の無償割当てによること、その発動の要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値若しくは株主共同の利益が著しく毀損される場合であって、当該大規模買付行為に対する対抗手段として相当性を有する場合に限って発動しうること、及びその発動手続として、原則として、前記(2)の独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、当社取締役会の決議をもって発動することを、それぞれ定めております。

なお、本施策の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.keisei.co.jp/>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、勤務するすべての者が行動するにあたって遵守すべき「行動基準」を制定しており、その中で「経営情報の適時かつ適正な開示」を定め、重要事項等発生時の迅速な報告について周知徹底を図っております。また、当社子会社等については、「関係会社管理規程」により経営上の重要な事項等に関する当社への迅速な報告体制を定めております。

当社及び子会社等で発生した重要事項は、適時開示規則等をもとに定めた「内部者取引防止規則」により開示までの管理等を行い、原則として常勤取締役が委嘱されている業務の執行等に関する事項は経営会議(原則週1回開催)において審議の上で開示し、経営上の重要な事項は取締役会(原則月1回開催)において審議決定した上で開示しております。また、適時開示の基準には該当しないものの、株主・投資家に有用な情報であると判断した場合は、積極的に情報を公開するよう努めております。

2. 適時開示に係る社内体制の監査

当社では、経営諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を法令・社会規範の遵守並びに社会的責任の遂行という観点から検証・評価・改善することを目的に、内部監査部が定期的に内部監査を実施しております。

この内部監査の結果についてはコンプライアンス・リスク管理委員会委員に速やかに報告され、定例のコンプライアンス・リスク管理委員会(年2回)において監査遂行状況の報告を実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制(模式図)

